

ベネッセ本山保育園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 株式会社ベネッセスタイルケアが設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ベネッセ本山保育園
- (2) 所在地 神戸市東灘区甲南町1-1-35 アージュデュオ本山100号室

(受入年齢及び利用定員)

第2条 ベネッセ本山保育園（以下「当園」という。）が受け入れる子どもの年齢は、生後6か月から小学校就学前までとする。

2 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおりとする。

- (1) 法19条2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定こども」という。） 27人
- (2) 法第19条3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、1歳以上の子ども 17人
- (3) 3号認定子どものうち、1歳未満の子ども 6人

(施設の目的及び運営の方針)

第3条 当園は、児童福祉法（以下「児福法」という。）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めるものとする。

2 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供するものとする。

3 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当園が保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長 1人
職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用する子どもを全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 主任保育士 1人
園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。
- (3) 保育士 10人
保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (4) 調理員（栄養士含む） 2人
栄養士監修の下、本部で作成した献立に基づき、給食及びおやつ等の調理を行う。

- (5) 事務員 1人

園の庶務及び会計事務を行う。

- (6) 嘱託医 1人

利用する子どもの健康診断及び健康管理を行う。

(保育の提供を行う日及び行わない日)

第5条 当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は除く。

(保育の提供を行う時間)

第6条 当園が保育の提供を行う時間は、支給認定における保育必要量（保育標準時間認定：最長11時間、保育短時間：最長8時間）に応じ、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育短時間認定は8時00分から16時00分の範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から20時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(提供する保育等の内容)

第7条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する。

(保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額)

第8条 当園から特定教育・保育を受けた支給認定子どもの保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額を支払うものとする。

- 2 当園は、前項に掲げる利用者負担額のほか、特定教育・保育等において提供される便宜に要する費用等のうち、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第9条 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとする。

(利用の終了に関する事項)

第10条 当園の利用は、次の場合に終了するものとする。

- (1) 利用する子どもが小学校に就学するとき。
- (2) 利用する子どもの保護者が児福法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その分析を行い、改善策を講じるものとする。

- 3 当園は、特定教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を

速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 当園は、日頃から消防計画や災害対応マニュアル等を作成し、消火器等の消火用具の設置や非常口その他の必要な設備を設けるとともに、避難・備蓄用品等を備え、毎月1回以上の避難・消火訓練を実施し、非常災害時の伝言方法・避難場所等を明確にしておくものとする。

(虐待等の防止のための措置)

第13条 当園は、利用する子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 日々の特定教育・保育の提供の記録
 - (2) 特定教育・保育の提供にあたっての計画
 - (3) 特定教育・保育の受給に係る保護者の偽りその他不正な行為の市町村への通知に係る記録
 - (4) 利用する子どもの保護者等からの苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (その他利用にあたっての留意事項)

(苦情解決窓口)

- 第15条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
 - 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する

(保育所の運営に関する重要事項)

- 第16条 職員は、業務上知り得た利用する子ども及びその家族に関する個人情報及び秘密事項について、身体等に危険がある場合等の正当な理由がある場合を除き、第三者に対し漏らすことのないよう、保持するものとする。
- 2 職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用する子ども及びその家族に関する個人情報及び秘密事項を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

別 表

保育料

「基本保育料」

福祉事務局長により「納入通知書」がご自宅に郵送されます。指定金融機関に納入してください。

「延長保育料」

- ・「保育標準時間内延長保育料」（7:30～8:00 と 16:00～18:30）

※保育短時間認定の方のみ

階層区分		月額料金					
		3歳未満児			3歳以上児		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A		0円	0円	0円	0円	0円	0円
B		0円	0円	0円	0円	0円	0円
C		100円	100円	0円	200円	100円	0円
C*		0円	0円	0円	0円	0円	0円
D	1	300円	200円	0円	300円	100円	0円
	1*	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	2#	400円	200円	0円	400円	200円	0円
	2#*	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	2	400円	200円	0円	400円	200円	0円
	3#	600円	300円	0円	500円	200円	0円
	3	600円	300円	0円	500円	200円	0円
	4	800円	400円	0円	1,300円	600円	0円
	5	1,100円	500円	0円	2,500円	1,200円	0円
	6	1,100円	500円	0円	2,500円	1,200円	0円

B、C、D 又は D2（所得割課税額 77,100 円以下の世帯に限る）階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯等の場合、階層区分に「*」と追記される。

「3歳児未満児」とは、当該年度の4月初日の前日において満3歳に達していない子どもをいい、その子どもが年度途中で3歳に達した場合においても本年度中に限り3歳未満児とする。

- ・「保育標準時間外延長保育料」（7:00～7:30、18:30～20:00）

注1 （神戸市延長保育事業実施要綱に基づく）

時間帯	階層区分	1日単位	月極料金
7:00～7:30	A・B	200円	0円
	C・D	200円	2,500円
18:30～19:00	A・B	200円	0円
	C・D	200円	2,500円
18:30～19:30	A・B	300円	0円
	C・D	300円	4,500円
18:30～20:00	A・B	400円	0円
	C・D	400円	6,000円

※「延長保育」を月極で利用される場合は、前月の25日午前中までに園に直接お申し込みの上、所定の申請書を提出ください。お申し込み内容を変更・解除される場合も前月の25日までにお申し込みください。

給食費

「主食費」（3歳児クラス以上）

・2,000円／月

「副食費」（3歳児クラス以上）

・4,500円／月

※金額は今後、物価上昇等により変動する場合があります。

※給食費は月単位で請求させていただきます。日割り計算等は致しません。

※アレルギー除去食など特別食の対応をしているお子さまについても満額請求致します。

※一か月以上休園される場合、前月25日までに月極利用届（変更）をご提出いただければ、その月に関しては給食費の請求を致しません。

※市区町村ごとに副食費免除の制度がございますので詳細については、市区町村までご確認の上、園にお申し出ください。

保育料等のお支払い

「延長保育料」、「給食費」については、口座引き落としにて、お支払いいただきます。

毎月15日頃に園からお渡しする請求書にて、「②延長保育料」の月極または1日単位の利用実績に基づき精算した額、ならびに「③給食費」等をご請求させていただきます。

この請求書に基づき、ご指定いただいた金融機関口座から同月26日（当月が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日）に自動引き落としをいたします。

なお、自動引き落としの手続きが完了するまでの間につきましては、同月末日までに園指定の銀行口座にお振り込みをお願いいたします。（この場合、振込手数料は保護者のご負担とさせていただきます。）

※お支払日に引き落としができなかった場合

再引き落としはできません。翌月再度請求させていただきますので、園指定の銀行口座にお振り込みをお願いいたします。この場合も、振込手数料は保護者のご負担とさせていただきます。

その他実費徴収

その他費用の支払を求める際は、あらかじめ書面にて保護者に対して説明を行い、同意を得た上でご請求させていただきます。

遅延料金

お迎えは、必ず閉園時刻までをお願いいたします。

閉園時刻を過ぎてもご連絡がつかない場合、警察への連絡等の対応をとらせていただくことがあります。また、閉園時刻以降もお子様をお預かりした場合、その費用として30分につき、1,000円をご請求させていただきます。

退園について

退園の場合、福祉事務所長と保育園の双方に連絡していただくとともに、退園する月の初日までに退園届をご提出ください。なお、当園は神戸市の認可保育園のため、保育園入園要件がなくなったとき（保護者の方が保育できるようになったとき）は、在園継続が不可能になることがあります。